

直方市まちなか事業所開設支援補助金交付要綱

平成27年4月24日

告示第91号

(目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき直方市まちなか事業所開設支援補助金交付要綱に関し必要な事項を定めることにより、本市中心拠点への魅力ある店舗の集約を推進することで空き店舗の拡大を抑制し、中心拠点の賑わいづくりを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心拠点 直方市立地適正化基本計画で示す都市機能誘導区域のうち直方駅周辺地区をいう。
- (2) 空き店舗 中心拠点に位置し、過去において店舗の用に供していた建物で、現在店舗として使用されていないものをいう。
- (3) 空き店舗マップ 直方市が令和7年度に作成した「のおがた商店街入居できる空き物件ガイドマップ」をいう。
- (4) 事業所 事業の用に供するために直接必要な事務所、店舗等をいう。ただし、戸建て住宅や集合住宅（マンション、アパート等）の住居部分の1室及び車両等による移動型店舗を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、直方市立地適正化基本計画で示す都市機能誘導区域のうち直方駅周辺地区（以下単に「中心拠点」という。）での事業所の開設に関する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。

- (1) 事業を営むために中心拠点に新たに事業所を開設する者であって、かつ、十分な調査研究に基づく事業計画を有している者
- (2) 申請時点において開店の日を迎えていない者であって、補助対象事業完了後30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告が可能である者

(3) 直方市創業支援等事業計画に記載されている認定創業支援等事業又は国の地域創業促進支援委託事業の支援を受け事業が3年以上継続することが見込めると判断され、当該創業支援事業を受けたことを証する書類を有している者

(4) 本市の市税又は本市以外の市町村税に滞納がない者

(5) 法律に基づく許認可等（資格を含む。）が必要な場合は、その許認可等を有し、又はその取得が確実である者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者又は該当する見込みのある者は、補助金の交付対象者としなない。

(1) 別表に掲げる補助対象外業種に係る事業を行う者

(2) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業を営む事業を行う者

(4) 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が25万円未満の事業を行う者

(5) フランチャイズ契約に基づく事業を行う者

(6) 直方市まちなか創業等支援補助金又は直方市まちなか事業所開設支援補助金の交付を過去に受けている者

(7) その他市長が不相当と認める事業を行う者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助金の対象となる経費の総額に2分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。ただし、空き店舗マップに掲載されている物件に限り、補助金の対象となる経費の総額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額とする。

2 前項の補助金の額において1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 工事請負費（事業を営むために必要な改修に係る工事に関するものに限る。）

(2) 備品購入費（直接事業に必要と認められる、本体価格1品1万円以上の物品

に限る。)

(3) 印刷製本費

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは、補助対象経費から除くものとする。

(1) 建物所有者が整備すべき構造躯体等に係る経費

(2) 解体に係る経費

(3) 国、県又は市等の改装費に係る補助金の交付を受けている場合における当該補助対象経費

(4) 消費税及び地方消費税額

(5) 補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、直方市まちなか事業所開設支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業所位置図

(2) 工事見積書の写し(契約の内容の確認に必要な要件を記載したもの)

(3) 新設・改築工事図面

(4) 工事予定箇所の写真

(5) 工程表

(6) 購入予定の備品の金額が分かる書類

(7) 申請者が法人の場合で、既に登記を済ませている場合は事業内容が確認できる書類(過去3か月以内に発行した登記事項証明書の写し等)

(8) 申請者が個人事業者の場合で、既に開業届を届け出ている場合は開業届の写し

(9) 個人情報に関する同意書(様式第2号)

(10) 直方市まちなか事業所開設支援補助金事業計画書(様式第2号の2)

(11) 第4条第1項第3号に掲げる要件を満たしていることが証明できる書類

(12) 本市の市税又は本市以外の市町村税に滞納がないことを証明する書類

(13) 事業に係る許認可又は資格の写し(ただし、許可が必要な業種に限る。)

(14) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律

第151号) 第6条第1項に規定する電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により申請を行う場合については、前項の規定に関わらず、申請が行われたものとみなす。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、直方市まちなか事業所開設支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合は、前項の通知について電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 市長は、補助金の交付決定について、条件を付すことができる。

（変更等の承認申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直方市まちなか事業所開設支援補助金交付申請内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、変更申請書の提出は不要とする。

(1) 補助対象経費総額の20パーセント以内の補助対象経費の変更で、かつ、補助金交付決定額に変更が生じない範囲内の変更の場合

(2) 補助事業の細部の変更の場合

(3) 市長にあらかじめ相談し、市長の承諾を得た場合

2 補助対象者が、電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合については、前項の規定に関わらず、申請が行われたものとみなす。

（補助金の額の変更決定）

第10条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、その変更の内容を審査し、変更の可否を決定し、直方市まちなか事業所開設支援補助金交付申請内容変更承認・不承認決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

2 補助事業の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合でも、補助金の額は変更しないものとする。

3 市長は、電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合は、第1項の通知

について電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、工事完了した日の翌日から30日以内又は当該年度の3月10日までのいずれか早い日までに直方市まちなか事業所開設支援補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを証明する書類
- (2) 工事完了後の事業所の状況が分かる写真
- (3) 購入した備品の現物の写真
- (4) 事業に係る許認可又は資格の写し(ただし、申請時に提出しなかった場合に限る。)
- (5) 開業届、又は法人設立届出書の写し(ただし、申請時に提出しなかった場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者が、電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合については、前項の規定に関わらず、申請が行われたものとみなす。

(補助金の額の確定通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査の上、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、交付決定者に対し、直方市まちなか事業所開設支援補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 市長は、電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合は、前項の通知について電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(補助金の請求)

第13条 前条により補助金の確定通知を受けた交付決定者は、市長に対し補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の補助金の請求があったときは、請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業開始後5年を経過せずに廃業したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第1項第3号に該当する場合の返還額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に基づき、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を基礎として算出するものとする。

（財産の処分等の制限）

第16条 交付決定者は、補助事業により取得した財産を補助事業完了の日が属する年度の翌年度から5年の間は、補助金の交付目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ直方市まちなか事業所開設支援補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を得た場合はこの限りでない。

（関係書類の保存及び報告）

第17条 交付決定者は、補助事業完了の日が属する年度の翌年度から5年の間は、関係書類を保存しなければならない。

2 交付決定者は、事業報告として、補助事業完了の日が属する会計年度の翌年度から3年の間は、毎会計年度終了後30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業活動の状況が証明できる書類（法人の場合は貸借対照表及び損益計算書の写し、個人事業者の場合は確定申告書の写し）

(2) その他市長が必要と認める書類

（報告及び調査）

第18条 市長は、補助事業完了の日が属する年度の翌年度から5年を経過するまでの間、交付決定者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
(平成27年度の特例)
- 3 平成27年度の実績報告の時期は、第12条の規定にかかわらず、工事完了した日から30日以内又は平成28年2月29日までのいずれか早い日までとする。
(平成28年度の特例)
- 4 平成28年度の実績報告の時期は、第12条の規定にかかわらず、工事完了した日から30日以内又は平成29年2月28日までのいずれか早い日までとする。

別表（第3条関係）

日本標準産業分類（令和6年4月施行）による。	
1	金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。）
2	不動産業・物品賃貸業（大分類Kに含まれるもの。）
3	医療・福祉業（大分類Pに含まれるもの。）
4	次のサービス業等 ア 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思考調査等を行うものに限る。） （細分類7291に含まれるもの） イ 易断所、観相業（細分類7999に含まれるもの） ウ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの） エ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類8094に含まれるもの） オ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの） カ 集金業、取立て業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類9299に含まれるもの） キ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの） ク 宗教（中分類94に含まれるもの） ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの（風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、深夜における酒類提供飲食店営業）
5	その他補助対象とすることが適当でないと市長が認める業種